

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2015年1月号

会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■法令等の改正

会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布
(平成27年1月23日)

[本政令](#)により、[会社法の一部を改正する法律](#)の施行期日は、平成27年5月1日とすることとされた。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2015年1月23日発行)
- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2014年12月2日発行)

■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会(JICPA))

【最終基準】

改正実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」、及び改正実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」の公表(平成27年1月16日 ASBJ)

これらの[改正実務対応報告](#)は、平成26年度税制改正における地方法人税の創設に伴い、連結納税制度を適用した場合における税効果会計に関して、地方法人税の取扱いを明確化している。

【本改正実務対応報告の内容】

● 連結納税主体における連結財務諸表上の取扱い

連結納税主体の連結財務諸表上、地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性は、連結納税主体を一体として判断する旨の記載が追加された。

● 連結納税会社における個別財務諸表上の取扱い

連結納税会社の個別財務諸表上、地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、連結納税会社ごとに計算される旨の記載が追加された。



本改正実務対応報告は、公表日以後適用される。その適用については、会計方針の変更とは取り扱わない。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2015年1月20日発行)

【公開草案】

該当なし

日本基準についての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)へ](#)

2. 修正国際基準

■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■修正国際基準の設定を巡る動向

2015年1月6日に[第20回](#)、19日に[第21回](#)のIFRSのエンドースメントに関する作業部会(以下「作業部会」という)が開催された。これらの作業部会では、前回に引き続き、2014年7月に[公表](#)された修正国際基準の公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討した。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)へ](#)

3. IFRS

■会計基準等の公表(国際会計基準審議会(IASB)、IFRS解釈指針委員会)

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

IFRSについての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

4. 米国基準

■会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU))】

第2015-01号「異常損益項目の概念の廃止による損益計算書の表示の簡素化」の公表(2015年1月9日 FASB)

本ASUにより、異常損益項目の概念が廃止され、損益計算書の表示の簡素化が図られた。主な内容は以下のとおりである。

- 損益計算書における異常損益項目(性質が通例でなく、かつ、発生頻度が低い重要な項目)の区分表示及び異常損益項目に関する1株当たり情報の開示が廃止された。
- 性質が通例でない、または、発生頻度が低い項目の表示及び開示に関する規定は変更されていない。すなわち、重要性のある項目については、損益計算書において区分表示するか注記する。また、この規定は、性質が通例でなく、かつ、発生頻度が低い重要な項目にも適用されることとなった。

本ASUは、U.S. GAAPにおける「簡素化に関する取組み(Simplification Initiative)」の一環として公表されたものである。「簡素化の取組み」は、財務諸表利用者に提供する情報の有用性を維持または改善すると同時に、U.S. GAAPにおいて、コストや複雑性の軽減が可能な分野を特定、評価し、改善することを目的としている。また、本ASUにより、IFRSのIAS第1号「財務諸表の表示」との整合性が図られた。

 本ASUは、2015年12月16日以降開始する期中及び年次報告期間から適用される。企業は、本ASUを遡及的に適用することも、将来に向かって適用することも可能である。早期適用は、年次の初めから適用することを条件に認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues 15-2](#) (英語)

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

ASU案「連結グループ内の資産の譲渡」、及びASU案「繰延税金の貸借対照表上の分類」の公表(2015年1月22日 FASB)

これらのASU案は、FASBによる会計基準のコード化体系(FASB-ASC) Topic 740「法人税等」の以下の2つの論点について改訂することを提案している。

● ASU案「連結グループ内の資産の譲渡」

連結グループ内で資産が譲渡された場合、連結グループ内取引から生じる未実現損益に起因する税効果を、資産が譲渡された時点で、新たに生じた課税関係に基づき税効果を認識することが提案された(いわゆる資産負債法)。未実現損益について、その資産を保有する買手の税率等に基づき繰延税金を認識する)。現行のU.S. GAAPは、未実現損益に起因する税効果を、売手に課される税額を繰り延べる方法で認識することを要求している(いわゆる繰延法)。

本ASU案の適用に当たっては、適用日の期首剰余金に対し、過去に生じた譲渡の累積的影響額を調整すること(修正遡及修正)が提案されている。公開の営利企業については、早期適用を認めないことが提案されている。

● ASU案「繰延税金の貸借対照表上の分類」

すべての繰延税金資産・負債を、貸借対照表上、非流動区分に計上することを提案している。現行のU.S. GAAPは、繰延税金資産・負債を、発生原因となった項目の性質に基づいて流動または非流動に分類することを要求している。

本ASU案は、将来に向かって適用することが提案されている。公開の営利企業については、早期適用は認めないことが提案されている。

本ASU案は、U.S. GAAPにおける「簡素化に関する取組み」(前述参照)の一環として公表されたものであり、IFRSのIAS第12号「法人所得税」との整合性を図ることも意図されている。

 両ASU案ともに、公開の営利企業について、2016年12月16日以降開始する期中及び年次報告期間から適用することが提案されている。公開草案に対するコメントの締切りは2015年5月29日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [Defining Issues 15-3](#) (英語)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)へ](#)

■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 【速報】最終基準 投資企業:連結の例外規定の適用\(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の改訂\)](#)
- [オンライン解説 【速報】最終基準 開示イニシアティブ\(IAS第1号の改訂\)](#)
- [オンライン解説 2014年12月 IASB会議速報](#)



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ([Link](#))
- 日本基準([Link](#))
- 修正国際基準([Link](#))
- IFRS ([Link](#))
- 米国基準([Link](#))